

議案第六号

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案
秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則（昭和五十二年秋田県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表主任学校栄養士の項中「高度な」を「特に高度な」に改め、同項の次に次のように加える。

副主任学校栄養士

上司の命を受けて、学校給食の栄養に関する高度な専門的事項をつかさどる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

市町村立小中学校において学校給食の栄養に関する特に高度な専門的事項をつかさどる職務を行わせるため、学校栄養職員の職及び職務について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に
関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立小中学校において学校給食の栄養に関する特に高度な専門的事項をつかさどる職務を行わせるため、学校栄養職員の職及び職務について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

学校栄養職員の職に、新たに「副主任学校栄養士」を加えるとともに、職務内容を改めることとする。（第2条関係）

3 施行期日

この規則は、平成28年4月1日から施行することとする。

新		旧	
<p>第二条 学校栄養職員の職は、次の表の上欄に掲げるものとし、その職務は、それぞれ同表下欄に定めるとおりとする。</p>			
職	職務	職	職務
主任学校栄養士	上司の命を受けて、学校給食の栄養に関する特に高度な専門的事項をつかさどる。	主任学校栄養士	上司の命を受けて、学校給食の栄養に関する高度な専門的事項をつかさどる。
副主任学校栄養士	上司の命を受けて、学校給食の栄養に関する高度な専門的事項をつかさどる。		
学校栄養士	上司の命を受けて、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。	学校栄養士	上司の命を受けて、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。